

令和 4 年度配偶者暴力等防止地域協議会実績報告書	
会議名	令和 4 年度東濃圏域ドメスティックバイオレンス防止協議会
開催日	令和 4 年 5 月 3 1 日（火） 1 4 : 0 0 ~ 1 5 : 3 0
議題	<p>(1) 令和 3 年度における DV 相談の現状及び課題について</p> <p>(2) 令和 3 年度の面前 DV について</p> <p>(3) 意見交換</p>
開催内容※	<p>(1) <女性相談センターからの報告></p> <ul style="list-style-type: none"> 女性相談センターは、2つの大きな役割がある。「相談」と「保護」である。男性の相談も受け付けている。男性の相談は、電話相談のみで、面談としての相談はしていない。県事務所にて、男性の相談はお願いしたい。 市町村や県の中での女性相談対応機関と児童対応機関の連携が大切であり、近年は情報交換等により、より良い支援への動きが広がっていると感じている。 女性相談には、様々な案件があり、配偶者だけでなく、成人であっても親や子から逃げたり、兄弟姉妹から逃げたい人もいます。保護施設を利用することで、今後の行き先を見直すきっかけとなると良いと思います。一時保護等を新型コロナウイルスの感染防止を理由に断ることはありません。 <p>(2) <東濃子ども相談センターからの報告></p> <ul style="list-style-type: none"> ご家庭に警察が介入し、子ども相談センターへ面前 DV の虐待通告があり、子ども相談センターが認知します。子ども相談センターは、市町村や学校等と連携し、児童及びその家族への訪問・面接を行い、被害者や加害者への指導を行っています。ただし、指導への強制力はなく、被害者が怖がって加害者への指導を拒否する場合があります。 最近では、離婚の前に父母双方から通告があり、親権争いに向けての準備かと思われるような事例もあります。 東濃地区も外国籍の子どもの案件が増えてきて、通訳の出来る人材の必要性を感じている。 <p>(3) <意見交換></p> <ul style="list-style-type: none"> 昔の夫婦喧嘩はその場で駄目だよと話して終わっていたものもあったが、現在は隔離等で身の安全を確保しています。加害者を逮捕しても 1 ヶ月程度で出てきてしまうので、その後の対応を関係機関と協力して行う必要があると感じています。 DV は多いと感じている。速やかに隔離・避難させることで再発

	<p>防止を図っています。シェルターに行きたくないと言われる人もあり、シェルター以外の少し緩やかに生活できる避難・保護施設を検討していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内科の開業医は、内科では外傷をみることはまず無く、外科か整形外科にいかれる。DVが疑われる場合はどこに通報したらよいのか等、医師に対する啓蒙活動をもう少し行って欲しいと思います。また、チラシ等を手に入れる方法等もわからないので、一般への広報活動にも力を入れてくださるよう要望します。 ・知的障がい者・高齢者・外国籍で日本語不可の相談者が増えています。現在の庁舎は同じフロアで女性、児童の連携が出来るので対応がスムーズに行えることもあり、他の階にある国保や市民課へ同行する等、寄り添い型の支援を行っています。また、福祉部全体でのケース会議を行ったりしています。 ・相談件数は横ばいで、家庭相談員が職員と協力して対応にあたっています。子どものために逃げない選択をしたり、近隣市町村に避難したりして、身の安全が危惧される事例があります。月1回女性相談日を設けています。今後もDV被害者やその子どもの安全を守る広報・啓発を行いたいと思います。 ・子どもの状況(不登校・ネグレクト)から親の状況(DV等)を調べることがあります。DV通報があつて、実際に避難を指示すると今日は辞めておくと言われ、実はメールのみの暴言でしばらく夫は家に帰っていなかったと言う事例もありました。女性相談には多種多様なパターンがあり、どうかかわっていくかが悩ましいところです。関係機関と協力しながら対応したいと思っています。 ・現在は個人的なつながりの中で市と情報共有している状態で、本当に必要な人に必要な情報が届いているかと、情報共有の在り方の脆弱性を危惧しています。専門的な知識が必要な中、関係機関と連携をとりながら、情報共有の在り方を確立させることが大切だと思っています。相談を受けて、いかに自立支援につなげていけるかが今後の課題です。 ・各市の要保護児童地域協議会・DV防止代表者会議に地元の県事務所(配偶者暴力相談支援センター)が入っていないのはなぜでしょうか。ぜひ参加して頂いた方が良くと思いますので、ご検討ください。
--	--

※開催内容は、県ホームページにて公開予定のため、公開用(発言者名、個人情報等注意)として作成してください。極力、当該様式一枚以内にまとめてください。

※令和4年度に要綱改正をしている場合は新しい要綱を添付してください。